

ぐんぎんビジネスネットバンキング「メール通知サービス」利用規定

第1条 【メール通知サービスの取扱】

(1) サービス内容

ぐんぎんビジネスネットバンキング「メール通知サービス」（以下、「本サービス」という。）は、ぐんぎんビジネスネットバンキングの契約者（以下、「契約者」という。）が当行所定の利用申込書（以下、「利用申込書」という。）によりあらかじめ指定した利用口座に入出金があったことを、契約者が届け出た通知用メールアドレス宛に電子メールにて通知するサービスです。また、契約者が当行所定の方法で使用端末にて届け出ることにより、通知するメールに取引内容の明細を記載したPDFファイルを添付することもできます。

(2) 利用申込

- ・本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」という。）は、本規定の内容を承諾したうえで利用申込書に所定の事項を記載し、利用申込手続きを行うものとします。
- ・本サービスの利用にあたっては、使用する通知用メールアドレス、通知するメールへの取引内容の明細を記載したPDFファイルの添付の有無、当該PDFファイルを開くためのパスワード等を当行所定の方法で使用端末により届け出るものとします。

(3) 契約者の本人確認

本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」第2条にかかわらず、「電子証明書方式」のみとなります。

(4) 取引内容の明細について

当行から本サービスにより通知した取引内容の明細については、通知後に振込依頼人から訂正依頼がある等により、取引内容に変更があった場合は、通知した取引内容と実際の取引内容が異なる場合があります。

第2条 【手数料等】

契約者は、本サービスの利用にあたっては、当行所定のぐんぎんビジネスネットバンキング基本手数料のほか、メール通知サービス基本手数料を支払うものとします。手数料の取扱については、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」第12条(2)(4)(5)および第13条によります。

第3条 【届出事項の変更等】

- (1) 利用口座等の届出内容に変更がある場合は、直ちに当行所定の書面により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (2) 本サービスで使用する通知用メールアドレスに変更がある場合は、当行所定の方法で使用端末により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第4条 【免責事項】

- (1) 本サービスの通知用メールアドレスを契約者が誤って登録し、そのメールアドレスが第三者のメールアドレスであった場合に、第三者へ入出金の通知メールが送信されたことにより契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、その場合に第三者に生じた損害については、契約者が責任を負うものとし、当行は責任を負いません。
- (2) 当行から本サービスにより通知した取引内容と実際の取引内容が異なった場合に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が本サービスの通知用メールアドレスに送信した電子メールに、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。これらの未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 【解約】

- (1) 「ぐんぎんビジネスネットバンキング」契約を解約した場合またはその契約期間が満了した場合は、同時に本契約も解約となります。
- (2) 本契約のみを解約する場合は、利用申込書に所定の事項を記載し、解約手続を行うものとします。

第6条 【規定の変更等】

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、法令の規定に基づき、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第7条 【関係規定の適用】

本規定に定めのない事項については、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」の各条項により取り扱うものとします。

第8条 【契約期間】

本サービスの契約期間は契約日から1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

以上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。